

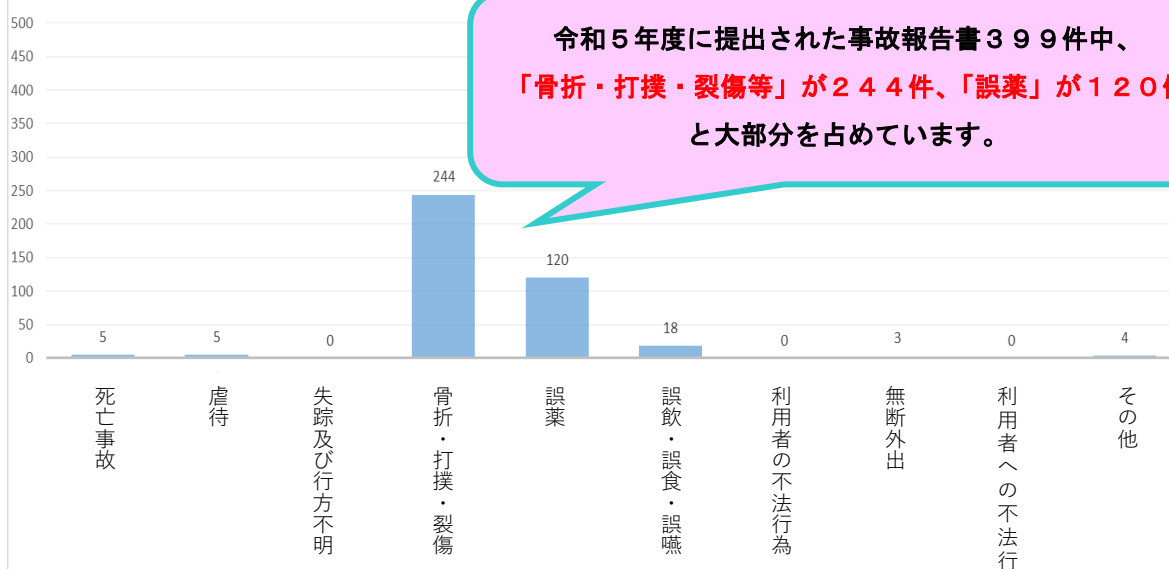
介護給付 適正化情報

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、参考にしてください。

令和5年度に提出された事故報告書をまとめました。
事業所における事故防止の取組等を紹介しますので、参考にしてください。

小樽市の介護施設の事故について

令和5年度提出分事故報告の内容一覧



多い2つの事故について、小樽市内の事業所における事故防止の取組を紹介します。

■骨折・打撲・裂傷等防止に実践していること

- ①履物の変更（滑らない靴を利用・マジックテープの粘着力のある履物にする）
- ②ベッドを中止し、布団で対応
- ③認知症の進行で転倒した可能性も考え、認知症専門医の受診
- ④ベッドガードに柔らかいもの（タオル等）をまいて衝撃緩和
- ⑤センサーマットの利用
- ⑥食事時に打撲予防のぬいぐるみを置き、座位姿勢が落ち着いているか確認する
- ⑦靴のかかとを踏んだ状態ではないか確認・声掛け



■誤薬防止に実施していること

- ①薬袋についている色分けの線を太くする
- ②錠剤が多い場合は、何度かにわけて服薬
- ③服薬ゼリーの利用（落薬防止）

誤飲・誤食・誤嚥事故について



小樽市内の事業所の事故の概要や原因、再発防止の取組についてお知らせいたします。

	事故の概要	事故の原因	再発防止の取組
【誤食】	・本人のアレルギー食品を誤って提供 ・ティッシュを誤食 ・便を誤食 ・プラスチックスプーンを誤食 ・義歯が口腔内でとれ、咽頭に義歯が引っかかる	・アレルギーであることを失念していた ・認知症の進行に伴う失認により手にしたものを食べてしまった ・職員間での情報共有不足 ・普段と環境が異なる場所での食事であった ・義歯装着の対応について職員間で統一がされていなかった	・メニュー表を確認しアレルギー食品がないか確認。アレルギー食品がある場合はマークをする ・メニュー表の横にアレルギーの方の情報を貼り付け、配膳前に確認できるようにする ・認知症の進行を予防するレクリエーション等を強化し、生活環境を見直す ・見守りの強化 ・破損しづらい金属スプーンの利用 ・身の回りで飲み込みそうなものはないか再度確認する
【誤嚥】	・蒲鉾を誤嚥 ・鶏肉・ブロッコリーを誤嚥 ・玉ねぎを誤嚥	・形が大きいまま提供してしまった	・形状を再確認する。

事故が発生したときには・・・



特に事故が発生した後は、同様の事故を防ぐために、「これからはどのような見守り体制を整えるのか」、「マニュアルを遵守するために何をするのか」等、具体的な再発防止策を検討してみましょう。

また、あと一歩で事故になっていたかもしれないヒヤリハットを分析することは、事故防止の取り組みとして重要です。ヒヤリハットが発生した場合は、記録と分析を実施しましょう。

また、小樽市へ提出する事故発生状況報告書の様式が令和6年4月より変更になっております。法人印の押印が不要となり、メールでの提出が可能となりましたので、併せてお知らせいたします。

各種計画や指針等の整備はお済みですか？

重要!

下記の計画や指針の整備は義務化されており、整備されていないことにより減算の対象となる要件もあります。また、委員会や研修、訓練の頻度についてもサービス種別ごとに異なりますので、事業所で必ず確認し、必ず整備・実施してください。

- ① 業務継続計画の策定等（感染症/災害）
- ② 小樽市地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画策定の指針
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針

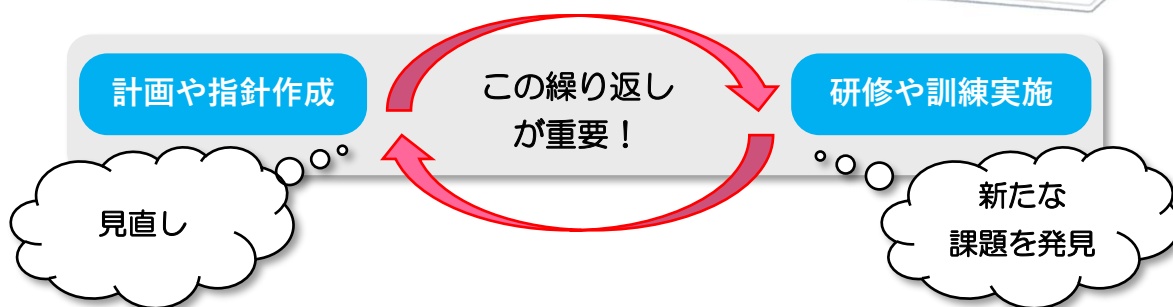
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ

- ④ ハラスメント対策において事業者が講ずべき措置
- ⑤ 虐待防止のための指針
- ⑥ 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針

※下線部は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ該当

- ⑦ 事故発生防止のための指針

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ



令和6年度報酬改定に関する情報について

令和6年4月に介護保険報酬改定が行われ、現在も国より関連通知及びQ&A等が示されています。介護保険課からも随時メールでみなさまへお知らせしていますが、事業者のみなさまにも、下記ホームページ等より情報収集していただきますように、御協力をお願いします。また、市へお問い合わせいただく際にも、今一度こちらのホームページを確認してください。

【参考URL】

- ◆介護保険最新情報掲載ページ／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

- ◆令和6年度介護報酬改定について／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html



見てみて！

協力医療機関に関する届出について（令和6年4月より）

令和6年介護報酬改定に伴い、下記のサービス種別の運営基準に協力医療機関に関する規定が設けられました。以下のサービス種別の事業所は「（別紙3）協力医療機関に関する届出書」の提出が必要です。届出をお願いします。

【届出を必要とするサービス事業所】 ＊協力医療機関連携加算の取得の有無に関わらず提出が必要です！

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【届出にあたっての留意事項】

- 1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）を添付してください。
- 2 認知症対応型共同生活介護については、「施設基準（※1）第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
- 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。

（新規指定、指定更新時から協力医療機関が変更となった場合、変更届の提出が必要です）

※1 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は、別紙3の裏面を参照ください。

※2 届出者の「名称」には事業所名を記載してください。

重要！

当該サービス事業所は「年に1回以上、協力医療機関と利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、別紙3を市町村長へ届け出なければならない」とされています。

令和6年6月7日にメールでお知らせしていますが、本市では11月を提出強化月間としています。

11月中に提出できない場合においても、令和6年度内（令和7年3月末）までには必ず提出してください（提出はメールをお願いします）。

【協力医療機関連携加算について】

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関連携加算（1）を算定する場合、別紙3の提出が算定要件となっています。

本加算を算定している事業所で、別紙3を提出していない場合は、速やかな提出が必要です。

＊本加算は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載される加算（体制加算）ではありませんので、各事業所において加算取得要件を満たして取得することになります。

★「協力医療機関に関する届出について」は、本市ホームページに掲載しており、別紙3がダウンロードできます！

◆協力医療機関に関する届出について／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024060600039/>



住宅改修費支給制度の申請に伴う注意事項

住宅改修費支給制度について、よく見られる間違い等などについて御紹介しますので、申請の際には御注意ください。



利用者への住宅改修制度の説明について

利用者に対し、住宅改修の条件や制度の仕組みなどをしっかりと説明し、これらの説明を施工業者任せにしないようにしてください。

特に、受領委任払登録業者以外での施工となる場合は、施工業者も当該制度について理解していない場合があり、支給が認められない申請となった事例もありますので御注意ください。

対象外の内容を含む工事について

基本的には介護保険の対象となる工事のみの施工についての申請となりますが、ユニットバスへの変更工事や住宅全体のリフォームなど対象とならない工事と併せて施工する場合は、制度の対象となる部分のみでなく、工事全体の見積等の提示と併せて介護保険の対象となる部分の内容や費用の内訳が判断できる資料を提出していただく必要があります。

介護保険の対象となる部分が明確に判断できない場合や、工事完了後に申請時に説明のない改修と併せて工事を行っていたことが判明した場合などは、申請が却下となる場合もありますので御注意ください。

屋外敷地の施工について

住宅改修の支給対象となる範囲について、住宅の敷地内における改修が対象となりますので、私道などの敷地外については、御本人や御家族が所有する土地であっても住宅敷地ではないため対象外となります。

また、敷地外にはみ出る工事を行う場合（例：外階段手摺の隣地との境への支柱設置など）は、改修を行う敷地の所有者も確認し申請書に記載してください。

認定調査員向け新e-ラーニングシステムについて

厚生労働省による要介護認定適正化事業の一環として運用されていた「認定調査員向けe-ラーニングシステム」が令和6年7月23日より新e-ラーニングシステムに移行し稼働開始しています。旧システムでは受講の際の登録は小樽市が行っていましたが、新システムでは受講者が直接できるように変更されました。下記URLよりお申込みいただき、

「認定調査員向け講座」を受講されますようお願いいたします。

※旧システムを利用していた方も、新システムの利用の際は改めて登録が必要です。

<https://pwp.langate.co.jp/e-nintei/learning/login.php>

申込ページのパスワード及び申込フォームの共通パスワードには、「enintei」と入力してください。



問合せ先：要介護認定適正化事業事務局 e-ラーニング係

TEL：0120-586-265 e-mail：kaigo@mb.langate.co.jp

法人名・事業所名・サービス種別の記載について

各種届出書類において、法人名や事業所名の記載誤りや呼称を記載する等の事例が多く見られます。これらの書類には、指定申請時に届出された『正式な法人名や事業所名』を必ず記載し、『役職』の欄についても記載漏れが多く見られますので、提出される前に今一度確認をお願いします。

また、サービス種別を記載する項目がありますが、こちらも記載誤りや記載漏れが多くみられます。特に、認知症対応型共同生活介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所においては、介護予防分の指定も併せて受けている場合は、『(介護予防) 認知症対応型共同生活介護』や『(介護予防) 小規模多機能型居宅介護』と記載してください。

サービス利用時の 被保険者証の 確認について



認知症対応型共同 生活介護の医療連 携体制について

介護保険サービス利用時には、必ず被保険者証を確認してください。事業所より市役所に利用者の被保険者番号等を確認する問合せが多くありますが、被保険者証を確認した上で、サービスを利用することが基本となりますので、事前に確認をお願いします。

小樽市では、認知症対応型共同生活介護における医療連携体制について指針を定めています。看護師による入居者への日常的健康管理や看護師と介護職員の連携について今一度御確認いただき、算定してください。

◆地域密着型サービスの基準・指針等／小樽市

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200252/>

変更届の項目や添付書類の変更について

令和6年4月1日より、変更届の項目や添付書類が変更になっています。併せて、変更届の様式も変更になっていますので、旧様式を使用している場合、今後は以下のホームページより新しい様式をダウンロードして使用してください。

◆地域密着型サービス事業所の指定内容の変更・加算の届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200177/>

◆居宅介護支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

◆介護予防支援事業所の指定内容の変更・加算の届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030200015/>

◆介護予防・日常生活支援総合事業の指定内容の変更の届出について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110400239/>



赤本・青本を読んでもみよう！のコーナー

事業所運営に際し、**赤本（運営基準）**と**青本（算定基準）**は重要なバイブルであり、我々行政職員も常日頃、赤本・青本とにらめっこしながら、事業所の皆さんの御質問にお答えしています。

そのような重要である赤本・青本ですが、運営指導などで「ほとんど読んだことがない」という声もお聞きます。

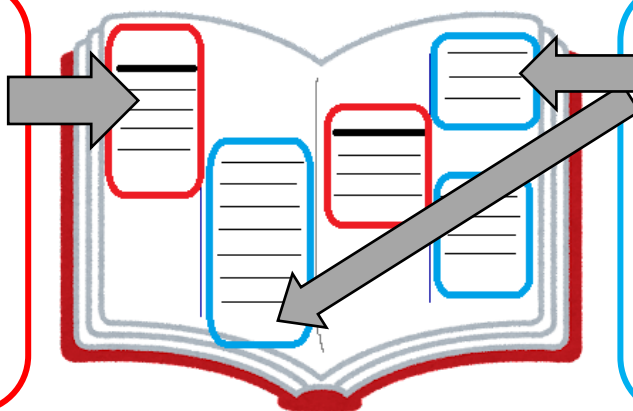
赤本を開くと、ページ内で左右に分かれて記載されています。一見左右で同じような内容が記載されているようですが、一体どのように読むのでしょうか？

今回は、赤本の読み方の第一歩として「運営基準」と「解釈通知」の読み方を見てみましょう。

まずは左だけ
読んでみよう



ページの左側が「運営基準」です
基本方針や人員及び設備、運営の基準が記載されています。
運営基準はページが変わっても常に左側です。



ページの右側が「解釈通知」です
運営基準に対する解釈（解説）が掲載されています。ページが変わっても前ページの解説が続くこともあります。

◆居宅介護支援におけるモニタリングの取扱いについて◆

算定基準（青本）では、特段の事情がない限りモニタリングを適切に実施していない場合は、居宅介護支援費の減算となります。

モニタリングが適切に実施できない場合は、介護支援専門員が「特段の事情」と判断した理由を、**令和4年8月19日以降** 市で確認・把握していますので、**実施できないことが判明次第、事前に市へ連絡の上、「特段の事情」の内容について提出をお願いします。**

※提出する内容については、参考様式を作成していますので、事前連絡を受けた際にメールで送ります。

冬季シーズン到来！

訪問・送迎など車の運転に注意！！



訪問や送迎など運転する機会が多いと思いますが、残念ながら、介護事業者による交通事故や車の運転の苦情、サービス利用開始時間に間に合わなかったなどの事案が見受けられます。

事業所では、徹底した安全運転に取り組まれていることと思いますが、運転に集中できるよう、時間と心に余裕が持てる送迎計画や、運転手とは別に送迎中の介助員を同乗させるなど、事故防止に繋がる取組を行ってください。



地域密着型サービス事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所

令和6年度 集団指導

今年度の集団指導は、オンデマンド配信（インターネット上での動画配信）での開催を予定しています。

詳細については、今後メールでお知らせします。

- 配信予定期間：令和7年2月頃（配信期間は2～3週間を予定しています）
- 対象となる事業所
 - ① 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）
 - ② 地域密着型サービス事業所

※①、②で指導内容が異なります。詳しくはメールでお知らせします。

なお、昨年・一昨年度と2年連続して集団指導に参加の事業所は、今年度は必ず御参加をお願いします。



の御案内

外国人介護人材の認知症について学ぶ研修会（仮）

日 時：令和7年1月29日（水）14：00～16：00

場 所：小樽市立病院 大会議室（小樽市若松1丁目1番1号）

講 師：小樽市立病院認知症疾患医療センター 副センター長 山崎 典子

受講料：無料

参加対象：小樽市内の介護サービス事業所及び高齢者向け施設で認知症の方に携わる介護職員として勤務している外国人

※詳細については、今後メールでお知らせします。

〔発行〕小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp

